

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第182号)

平成13年11月30日

横情審答申第182号
平成13年11月30日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成13年1月11日教教人第1072号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「体罰事件に係る処分及び措置に至る事情聴取記録」の非開示決定に対
する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「体罰事件に係る処分及び措置に至る事情聴取記録」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成11年度・12年度開催の分限懲戒審査委員会で審査された体罰事件に係る処分及び措置に至る一連の文書中事情聴取記録 聴取日時、場所、出席者（学校・教育委員会）、一問一答形式の質問事項等の分かるもの」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成12年11月22日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に規定する「開示請求に係る行政文書を保有していないとき」に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

学校内で体罰事件が発生した場合、まず当該学校長から指導第一課あてに「体罰に関する報告書」により事件が報告される。報告書の中には、事件の概要・被害児童生徒名・体罰をした教職員の反省状況・学校長の見解・指導内容等が記録されている。

教職員人事課の事情聴取は、体罰をした教職員、当該学校長及び副校長を呼び、「体罰に関する報告書」に基づき、そこに記載されている事実を本人に確認する形で行っている。新たな事実の掘り起こしや、真相の究明を目的とするものではないため、特段、事情聴取記録の作成は行っておらず、今後も作成する予定はない。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

体罰は、「学校教育法第11条」で明確に禁止され、刑法における暴行罪・傷害罪等を構成し、行政処分の対象に留まらず、刑事上・民事上の責任を問われる非違行為である。教職員人事課の事情聴取記録は、このような非違行為を犯した教員の懲戒処分（戒告以上）や指導措置（文書訓戒、口頭訓戒、厳重注意等）を審査する委員会の資料として、

当然備えられるべき性質をもつ文書である。

指導第一課あてに報告される体罰報告書に加害教員の事情聴取欄が設けられたのは、平成12年4月以降であり、加害・被害者双方による内容確認を義務付けたのも平成12年4月以降であるため、教職員人事課の事情聴取において、「記載されている事実を本人に確認する」ことは、それまでは不可能であった。申立人は平成11年度分を請求しており、当時は加害者の事情聴取欄がなかったにもかかわらず、教職員人事課が事情聴取に出向き、記録をとり、文書として存在させ、公開することによって市民から信頼される行政の実施を、横浜市は放置していたことになる。

公正・中立な立場に立つべき行政が、第三者にも公表しない、したがって、文書を作成しないことを前提に行う事情聴取は、透明性を欠いた確認方法であり、恣意的行政に該当するものと認められる。実施機関においては、児童・生徒らの健やかな育成にむけた環境改善の一端を担うべく、市民のニーズに応えられる情報公開制度の認知と運用・解釈がなされるよう期待する。

よって、実施機関の非開示理由は認めることができない。服務監督責任を問われる校長の作成した報告書の内容を容認することなく、「新たな事実の掘り起こし」をし、「真相の究明を目的」とし、「再発防止策につながるような聴取内容文書」を作成し、市民に開示すべきである。

5 審査会の判断

(1) 体罰教職員の処分に係る事前手続について

実施機関では、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条に基づいて、学校で起きた教職員による体罰事件に関し、当該学校の校長から教育長に「体罰に関する報告書」が提出されると、体罰の当事者である教職員に対する地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分又は懲戒処分に当たらない指導監督上の処分（以下「懲戒処分等」という。）の検討に先立って、当該教職員、校長及び副校長を呼び、当該体罰事件に関する事情聴取を行っている。

また、懲戒処分等の公正を期すために、横浜市立学校教職員分限懲戒審査委員会（以下「分限懲戒審査委員会」という。）の審査に付し、その審査結果を踏まえて、懲戒処分等の内容を決定している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成11年度及び12年度開催の分限懲戒審査委員会で審査された体罰事件に係る教職員の懲戒処分等にかかわって、実施機関が事前に行ったとされる教職員等に対する事情聴取に関する記録であると考えられる。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、体罰を行った教職員等に対する事情聴取は、既に「体罰に関する報告書」に記載されている事項を本人に確認する形で行っており、新たな事実の掘り起こしや、真相の究明を目的とするものではないため、事情聴取記録の作成は必要性がなく、今後も作成する予定はないと主張している。そこで、当審査会では、実施機関の当該理由に基づく本件処分について審議するため、平成13年10月12日に実施機関に対して事情聴取を行った。

イ それによると、実施機関は、体罰を行った教職員等に対する事情聴取は、当該教職員の懲戒処分等を検討するに当たって必要不可欠な手続であるとの認識から、通例として行うこととしているものであり、要式行為ではないが、処分手続の一環であると主張しており、その目的は、教職員の非違行為に係る事実関係の確認及び当該教職員に対する説諭・指導・カウンセリングであるとしている。

また、「体罰に関する報告書」を作成する過程で、実施機関による事実関係の確認は既に終了していること、「体罰に関する報告書」は学校の十分な調査を経て作成されており、その後の事情聴取において、当事者である教職員が、当該報告書に記載された内容と異なる事実を主張するという事は未だかつてなかったことから、事情聴取記録を作成する必要はないとも主張している。

さらに、体罰教職員等に対する事情聴取は、組織の秩序を維持し、非違行為を行った教職員の将来を戒めることが目的であり、実施機関と当該教職員の間に争いが生じることを前提に行うものではないことから、事情聴取の具体的な内容はもとより、事情聴取を行った目的、日時、場所、出席者等についての記録も残す必要がないと主張している。

ウ しかしながら、懲戒処分等の不利益処分が予定されている者に対し、その事前手続として行う事情聴取は、本来、不利益処分を行う場合の適正な手続の観点から、当事者に自己の権利利益を守る機会を与え、事実関係や情状等について確認する重要な手続であるから、通常、その記録を何らかの形で残すことが当然に予定されているものと考えられる。

したがって、当審査会としては、実施機関が、「体罰に関する報告書」の作成段

階において、既に事実確認が終了していると判断していること等を理由に、懲戒処分等に至る不可欠な事前手続であると自ら認識している事情聴取について、具体的な聴取内容はもとより、事情聴取を行った事実そのものに関する記録すら残していないことは、このような不利益処分を前提とした事前手続において、通常予定されている運用形態ではないと考える。

しかし、実施機関が、事実として事情聴取記録を作成しておらず、本件申立文書は存在しないと主張していることについては、これを覆すに足る確証を得ることはできなかった。

(4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書は存在しないとして、条例第10条第2項の規定により非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年 1 月11日	・ 諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成13年 1 月26日 (第 239 回審査会)	・ 諮問の報告
平成13年 2 月28日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成13年 8 月10日 (第 251 回審査会)	・ 審議
平成13年 9 月14日 (第 253 回審査会)	・ 異議申立人から意見聴取
平成13年10月12日 (第 255 回審査会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成13年10月26日 (第 256 回審査会)	・ 審議
平成13年11月 9 日 (第 257 回審査会)	・ 審議